

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しについて

2019年12月20日

自動車損害賠償保障制度を考える会

呼びかけ人

日本大学 危機管理学部長 福田 弥夫（座長）
全国遷延性意識障害者・家族の会代表 桑山 雄次
一般社団法人 日本自動車会議所保険特別委員長 浜島 和利
一般社団法人 日本自動車連盟副会長 坂口 正芳
全日本自動車産業労働組合総連合会会長 高倉 明

本日閣議決定された令和2年度予算案において、一般会計から自動車安全特別会計へ40.3億円を繰戻すとされたことは、3年連続の増額の繰戻しと、積立金の取崩額の縮減が図られるものであり、継続的な繰戻しと繰戻額の増額を求めてきた我々の要望に沿う結果として評価したい。また、令和2年度予算案において、療護施設の拡充等が認められるなど、交通事故被害者の救済事業の充実が図られたことや、令和元年度補正予算案で12.5億円が繰戻され、サポカー導入補助金に活用されることが決定し、交通事故発生防止対策が充実されたことについても評価されるべきものである。

当自賠責保険積立金は、かつて自賠責保険として自動車ユーザーが支払ったものの運用益を原資とする、その時々が必要とされる交通事故被害者の救済や事故防止対策に用いられているものである。我々は引き続き、この積立金が枯渇することのないよう、一般会計に貸し出された6,000億円を超える繰入金金が、国土交通大臣と財務大臣の合意通り早期に返済されることを強く求めていくと同時に、特に在宅での家族介護者が高齢などの理由で介護の継続が困難な状況も散見されているため、交通事故被害者への支援対策事業の充実について注意深く見守り、今後とも必要に応じて提言を行う所存である。

以上